

第 1 4 回総合科学技術会議議事録（案）

1 . 日 時 平成 1 4 年 1 月 3 0 日（水） 1 8 時 1 5 分 ~ 1 9 時 0 0 分

2 . 場 所 総理官邸大客間

3 . 出席者

議長	小泉	純一郎	内閣総理大臣
議員	福田	康夫	内閣官房長官
同	尾身	幸次	科学技術政策担当大臣
同	片山	虎之助	総務大臣（代理 佐田 玄一郎 総務副大臣）
同	塩川	正十郎	財務大臣
同	遠山	敦子	文部科学大臣
同	平沼	赳夫	経済産業大臣（代理 古屋 圭司 経済産業副大臣）
同	石井	紫郎	
同	井村	裕夫	
同	黒田	玲子	
同	桑原	洋	
同	白川	英樹	
同	松本	和子	
同	吉野	浩行	

（臨時）

議員	坂口	力	厚生労働大臣（代理 宮路 和明 厚生労働副大臣）
同	武部	勤	農林水産大臣
同	川口	順子	環境大臣
同	中谷	元	防衛庁長官

4．議事

- (1) 知的財産のあり方について
- (2) 尾身科学技術政策担当大臣の米英出張報告について
- (3) I T E R 計画について
- (4) 最近の科学技術の動向について (月例科学技術報告)
- (5) 科学技術振興調整費について
- (6) その他

(配付資料)

- 資料 1 - 1 知的財産戦略専門調査会の設置等について (案)
- 資料 2 - 1 尾身大臣の米国・英国への出張について
- 資料 2 - 2 遠山文部科学大臣の欧州出張における要人との会談結果について
- 資料 3 - 1 I T E R 計画の審議について
- 資料 3 - 2 第 2 回政府間協議について
- 資料 4 最近の科学技術の動向について (月例科学技術報告)
- 資料 5 - 1 平成 1 3 年度科学技術振興調整費による緊急研究開発等の指定について
(案)
- 資料 5 - 2 平成 1 4 年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方 (案)
- 資料 6 第 1 3 回総合科学技術会議議事録 (案)

5．議事概要

【尾身議員】

それでは、ただいまから、第 1 4 回総合科学技術会議を開会いたします。

今回は、臨時議員といたしまして、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛庁長官にも御参加をお願いしております。

なお、総務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣につきましては、副大臣が御出席いただいております。

それでは、総理が少し遅れるということでございますので、順番を変えまして、議題 4、5、6 の順から先に始めたいと思います。

(4) 最近の科学技術の動向について(月例科学技術報告)

【尾身議員】

まず、議題4に関しまして、井村議員から「糖鎖研究」及び「臓器移植用クローン豚」について御説明をお願いいたします。

【井村議員】

それでは、資料4をご覧いただきたいと思います。昨年、ヒトゲノム配列の概要が公表され、研究はポストゲノム研究の時代に入りました。その中で、糖鎖の研究が非常に注目されております。

細胞の表面には、タンパク質、脂質があるわけですが、それに糖がくっついております。この糖には、8種類以上ありまして、それがたくさん付いて枝分かれして、複雑な構造をしているわけです。この糖が、大変重要な意味を持っております。

例えば、一番最後の図をごらんいただきたいんですが、最近、人の心臓移植に使える可能性のある豚が開発されました。これは豚の心臓と人の心臓がほぼ同じ大きさでありますので、豚の心臓を人の移植に使おうという考えはかなり前からあったわけですが、移植しますと、数分で拒絶反応が起こります。その原因が実は豚の細胞の表面にあるアルファ・ガラクトースという糖であるということがわかりました。このアルファ・ガラクトースという糖をつくらないようにしますと、急性の拒絶反応を防ぐことができるということがわかったわけで、改めてこの糖鎖の重要性が認識されました。

この糖鎖は、約三百ほどあると思われる糖をつける酵素によってつくられます。この酵素の研究と糖鎖の研究はポストゲノム研究の1つの大きな課題になるということですが、日本は糖鎖の研究では現在世界をリードしており、必要な糖転移酵素、タンパク質や脂質に糖を付ける酵素は、現在100ほどわかっていますが、その半分が日本で見つけられております。

そういうことから、アメリカは危機感を持ちまして、最近アメリカの全米科学財団が糖鎖研究に力を入れるべきであるということを言っております。

これは日本の得意な分野でありますから、今後大いに研究を進めていく必要があるのではないかと考えます。特に糖鎖は分析が非常に困難でありますので、この分析を簡単にできるような技術開発がこれからの一つの大きな課題ではないかと考えます。

時間の都合で、糖鎖がどのように重要かということとは省略します。4ページに書いてあ

りますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上です。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。

(5) 科学技術振興調整費について

【尾身議員】

次に議題5に入ります。「平成13年度の緊急研究の指定」及び「平成14年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」につきまして、桑原議員から御説明をお願いいたします。

【桑原議員】

それでは、資料5 - 1をごらんください。

これはごらんのように「平成13年度の科学技術振興調整費による緊急研究開発等の指定について」の議題でございます。2件でございます。1件目が、1にありますように、炭疽菌の問題。2番目がセンタービルの災害の問題でございます。

2ページに別紙1というのがありまして、ここで炭疽菌テロも書いてございますけれども、2.の(1)をごらんいただきますと、ここでは病原体の超迅速検出法の開発というのをとらえようとしております。現在、大体1週間掛かるのを6時間くらいでやってしまおう。それから、(3)は、汚染されたものの郵便物を放射線滅菌法ですることを研究しよう。(4)はワクチン等の開発も入れてやろうということでございます。

もう一件は、4ページにあります別紙2をごらんいただきたいと思いますが、テロ事件による被災した米国の世界貿易センタービル地区の災害対応過程等に関する研究でございまして、これにより今後の類似の事件や突発災害に起因する被害を最小限にすることに役立てようというものでございます。

以上2件、いずれの研究も米国の関係機関と提携・協力して実施するものとしております。

次は資料5 - 2をごらんください。これは「平成14年度の科学技術振興調整費の配分

の基本的考え方（案）」についてでございます。冒頭4行のところに書いてありますように、昨年設定させていただきました基本方針に基づいて以下を決めたということでございます。

2ページに別紙1というのがございまして、今回新たに採用するものは1件ございまして、これについて書いてございます。平成14年度から新規に実施する産官学共同研究の効果的な推進というプログラムでございます。このプログラムは内容以下に書いてございますように、産学官連携施策の一貫として、大学等の研究シーズと民間企業の研究ニーズが真にマッチした共同研究を促進するということを目的としたものでございます。

具体的には、民間企業が自らの研究資金を支出して、ここは大事なところで、支出をして、相手になる大学との公的研究機関と共同研究を行う場合に、大学等に対して経費を助成するという仕組みでございまして、いわゆるマッチング・ファンドと言われているものでございます。14年度はこれに28億円を充当することとしてございます。

4ページから12ページにわたりまして、別紙2がございまして、これは冒頭の行にありますように、平成14年度に継続して実施するプログラムで、平成13年度から開始した6つのプログラムで14年度も継続するものについて充当見込額、あるいは一部につきましては、留意点を改定して行うものでございます。内容は省略しますが、4ページには「戦略的研究拠点の育成」、5ページには「若手任期付研究員支援」等々6項目を挙げてございます。

それから飛びまして、最後に13ページをごらんいただきたいと思います。別紙の3です。これは平成12年度以前のプログラムに属するものでございまして、14年度も継続するものでございます。これは時間も経っておりまして、我々も聞きましたが、文部科学省が実施した中間評価の結果を踏まえて継続実施するというところでございます。32課題を見直し、9課題は内容を変更しようということで変更しました。それから2課題については廃止をしようということで、そういう見直しをした結果として、14年度継続するものでございます。詳細は省略します。

以上で13年度、343億円の振興調整費でございましたけれども、14年度は現状365億円という予算案となっています。

以上です。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。これにつきましては、両案につき、原案どおり決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【中谷議員】

資料5 - 1の生物テロの研究とかビル破壊につきまして、国立大学とか研究機関で研究ということですが、こういう生物テロに関しましては、防衛庁としましても、日ごろから研究を行っておりますし、研究機関や病院もございます。今回も含めまして、政府として一体となった対応をするという意味でも、よく情報交換・連携等ができるように、その成果も共有できるように御配慮していただきますようお願いいたします。

【尾身議員】

そのようにさせていただきます。

それでは、原案どおり決定をさせていただきます。関係閣僚議員におかれましては、本日の決定に沿って今後対応されるようお願い申し上げます。

(6) その他

【尾身議員】

続いて、議題6に入ります。

第13回本会議の議事録についてでございますが、既にチェックしていただいておりますので、本会議終了後公表することといたします。また、本日の資料につきましては、すべて公表することといたします。

(1) 知的財産のあり方について

【尾身議員】

次に議題1に入ります。知的財産のあり方に関する今後の検討の進め方につきまして、井村議員から御説明をお願いいたします。

【井村議員】

お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

産業構造の変化により、IT、バイオなどの知的産業が重要性を増す中で、知的財産の創出、保護、活用が大きい問題となりつつあります。御承知のように、米国では1987年、当時のレーガン大統領が年頭の一般教書演説の中で、知的所有権の保護・強化の方針を打ち出しました。このプロ・パテント政策が1990年代の米国経済発展の大変大きな原動力になったと考えられます。

我が国の知的財産の在り方には、いろいろ問題がありますので、第2期科学技術基本計画におきましても、改革の必要性を強調しております。また、昨年、総合科学技術会議が発足してからも、この問題につきましては、システム改革専門調査会で議論をまいりました。しかし、研究開発投資の拡充によって、今後、知的財産が増加することが予想されます。それから、知的財産の内容も科学技術の進歩によって変わってまいりまして、例えばコンピュータのソフトとか、遺伝子改変動物とか、いろんな新しいものが出てきて複雑になっております。また、諸外国との科学技術交流も深まる中で、我が国の知的財産の保護が必要となりつつあることから、この際新たに知的財産戦略専門調査会を設置したいと考えております。

検討課題は資料1の2枚目、3枚目に、例として出しておりますが、例えば「国の研究開発投資に対応した知的財産の創出と確保」、「先端技術分野における知的財産の保護と活用」、「知的財産の創出・確保・活用のための基盤整備」、これには人材育成も含めておりますが、そういったことを議論していきたいと考えております。

もとより知的財産問題には、科学技術の枠を超えたところがありますので、内閣府及び関係各省と連携を取りながら、科学技術の立場に立って知的財産の内容、それからその創出・保護・活用の戦略を検討したいと考えております。

以上でございます。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明も含めまして、知的財産のあり方につきまして、何が御意見等ございましたらどうぞ。

【佐田議員代理】

総務省もIT革命の推進を図る上で、高品質で多様なデジタル・コンテンツやネットワ

ーク上で、動画も含めまして、流通できるように、今、コンテンツの著作権処理のシステム確立に取り組んでいるところでありまして、是非専門調査会を設置して検討を進めるに当たりましては、今もお話しありましたけれども、ITなどの関係分野の専門家の意見を広く聞いていただきまして、効果的な戦略が組めるように是非お願いいたします。

【遠山議員】

今大変明快に御説明がございましたけれども、我が省が担当しております著作権行政を始めといたしまして、知的財産は科学技術にとどまらない幅広い問題でございます。また、これからの日本にとって極めて重要でありまして、今、まさに総合的な戦略の構築が求められております。

現在、さまざまな場で知的財産について検討が行われておりますけれども、それらの中で整合性が取られる必要があると思います。この専門調査会では科学技術の基本政策を俯瞰的に調査審議する場である総合科学技術会議らしい視点で検討していただきまして、この問題に科学技術の視点を十分に反映させていただけたらと思います。

我が省も理研のケースなどをきっかけといたしまして、研究開発成果の取り扱いに対して、専門家による検討を開始したところでございまして、その成果等によって貢献をしてみたいと思います。

【古屋議員代理】

我が省も知財権の活用、並び保護は重要課題の1つと認識しておりまして、平沼大臣主催の産業競争力戦略会議がございまして、ここでも特に知財権を活用しました企業戦略、あるいは海外の模造品対策を含めました海外での知財権の強化、こういったものをテーマに産業競争力会議におきまして、産業界のトップの皆様方と幅広く意見を交換したいと思っております。

いずれにいたしましても、我が省としても、この知財権の強化につきましては、積極的に貢献をしてみたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【宮路議員代理】

厚生労働省でありますがお配りいただいている資料の参考のところにも記載のありますとおり、この問題、ライフサイエンスと大変関わりが深いわけでありまして、積極的に取り組んでいただき、そして成果を上げていただけるように、私どもの方からも強くお

願ひ申し上げ、また、我が省としても積極的に協力をさせていただきたいと思っております。

【桑原議員】

知的財産を登録して認められないと本当に財産にならないんです。企業でもどれを出すかと非常に苦勞して、結果的にはなかなか当たる率が悪い。大体1件、1国辺り特許ですと100万円くらい掛かるものですから、国の各大学研究等が出てきたものをいかに有効に特許として持ち上げていくかということは、かなりインテリジェントなメカニズムをつくらないと、抜けたり、やり過ぎたりということがあるので、これはよく私どもは入って検討しなきゃいけないテーマだと思っています。

【井村議員】

いろいろと御指摘をいただきましたが、我々としては、各省の御意見をできるだけ聞きながら、これから検討していきたいと思っております。

大変難しい面がございます。それは一方では知の公共性と言いますか、知識というものはすべての人に役立つものでなければならないという面があるわけです。例えばヒトのゲノムの場合がその例で、国際コンソーシアムは読んだところからすべて公表するという姿勢を取ったわけです。

ところが、ベンチャー等はそれを企業に利用したというわけでありました。同じ知的財産であっても、一方では人類共通の財産であるという考え方に立つ場合もありますし、他方ではそれが新しい産業、あるいは社会に役立つという立場から、知的財産として守らねばならない場合もあるわけです。その辺りの境界というのは大変難しい問題がございますので、できるだけ慎重にこれから検討したいと思ひます。

【黒田議員】

科学に国境はないけれども、特許に国境があるとよく言われるわけで、本当に経済活性にもつながるし、今お話があったように、人道的な、例えば特許のために治療や診断薬が高くなると、受けられない人が出てくるという問題にもなってきます。

それから、国際的な問題にもなるんですが、是非文科省に科学は非常にわかるけれども、アメリカの法律制度もよくわかっているというような人材を育てるような道も是非作っていただけないかなと思ひます。両方わかっていたらいいかなと、これはなかなかできないことだと思ひますが、今の日本の教育システムですと、科学がわかった人は法律はわからな

い。法律のわかった人は科学は全くわからないということにどうしてもなってしまいますので、その両方に非常に強い人の育成をお願いしたいと思います。

【尾身議員】

貴重な御意見をありがとうございました。官房長官何かありますか。

【福田議員】

私の立場で申し上げますけれども、知的財産の問題は科学技術にとどまらず、我が国の各分野に幅広く関わる重要な課題でございます。政府全体としての検討体制を早急に整備して、経済産業省、文部科学省始め、この総合科学技術会議とも連携して検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

【尾身議員】

それでは、ただいまの福田官房長官の御意見も踏まえまして、資料1の知的財産戦略専門調査会の設置の時期につきましては、総合科学技術会議の議長たる小泉総理に御一任をいただき、後日改めて御指示いただくことにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 尾身科学技術政策担当大臣の米英出張報告について

【尾身議員】

次に議題2に入らせていただきます。私から米英出張について報告をさせていただきます。

去る1月5日から17日までの間、産学官の各地の実情の調査、沖縄新大学院大学構想のための意見交換を主目的といたしまして、米国、英国のトップクラスの大学等を訪問し、130名を超える方々と意見交換をいたしました。お手元に資料2-1があると思いますが、特に印象に残った点を報告させていただきます。

まず、産学連携についてでございますが、米英におきましては、競争的環境の下で産学連携に向けたインセンティブが働いていることを痛感いたしました。

米英の大学におきましては、政府等外部から競争的に獲得する研究費が、大学全体収入

のうちの相当部分を占めております。特にカリフォルニア工科大学等理工系大学ではこの比率が50%以上となっております。

この競争的資金には、直接研究に使われる研究費と、大学の運営管理に使われる、いわゆるオーバーヘッドが含まれております。このオーバーヘッドの割合は、今回訪問した米国の大学の場合、直接研究費に対しまして、それとは別に60%程度を出すということになっております。

したがって、競争的資金の獲得は、大学の管理運営にとって重要なものでありまして、大学が競争的資金を獲得できる研究者を確保しようとする、言わば市場メカニズムが働く要因となっております。

研究者の側から見ますと、給与を確保するためにも外部からの研究費を獲得する必要があります。また、雇用形態もいわゆるテニユア制、これは定年なしの終身雇用制が取られておりまして、一律の定年がない等極めて柔軟性の高いシステムになっておりますので、競争的資金を獲得すれば、高齢の方でも現役で研究ができるし、競争的資金を獲得できなければ、たとえノーベル賞をもらった学者といえども大学に残れないということになります。

ただし、このような競争的環境の前提として、公正な評価が行われている点を忘れてはならないと考えております。産学連携につきましても、テーマ選定に当たりましては、大学の教授陣のイニシアティブを大切にしていることのことでした。

次に若手研究者の自立という点でございますが、米英の大学では、研究者が助手クラスになると独立の研究者として扱われます。競争的資金を活用して自分の発想に基づくテーマで実力を発揮できます。自立した若手研究者が多数いると、優れた発想もそれだけ増えることになり、産業界との連携機会の増大にもつながっていると考えております。

一方、我が国の状況を見ますと、主要な研究大学は国立大学でございますが、その管理運営費や教官の給与は国からの直接支給となっております。また、講座制の下に若手の研究者が自立しにくいという状況にあります。

我が国におきましても、公正な評価システムを確立し、能力と意欲を持った人材が十分に力を発揮できるシステムを整えるとともに、産学連携を担う人材の育成が急務であると考えます。

次に米英の主要大学の状況についてでございます。資料には大学別にまとめてありますが、一言だけ申し述べさせていただきます。

各大学共通して産学連携を重視しておりますが、特にスタンフォード大学、カリフォルニア工科大学、マサチューセッツ工科大学が極めて熱心に取り組んでいます。これらの大学では、全体予算に占める外部からの研究費の割合も高く、大学発ベンチャーの育成にも

積極的でございます。

次に、沖縄の新大学院大学構想についてであります。

この構想は21世紀の沖縄振興の核となる事業として、沖縄に国際性のある自然科学系の世界最高水準の大学院大学を設置しようというものであります。構想の骨子としては、非公務員型で、教授陣及び学生の半数以上は海外から受け入れ、講義・会議は全部英語でやる。それから、海外の一流の大学と協力関係を構築することなどを考えております。

今回の出張では、この構想につきまして、極めて積極的な評価を受け、建設的な提言をいただきました。

第1に、世界最高水準になるためには、世界トップを目指すという理念を明確に掲げるべきであるとの指摘がございました。

第2に、民間的活力を導入した運営管理システムが必要であり、国立大学一般のシステムの例外的制度を設けるべきであるとの意見がございました。具体的には、建設費、基礎的給与等は国費の投入が必要だが、競争的資金等を獲得するインセンティブが働くシステムを導入すること。雇用は非公務員型の契約ベースとして、若手研究者に独立の研究室を持たせること。学長にトップレベルの外国人を起用する場合には、年間の3分の1、あるいは2分の1の勤務も視野に入れるべきということ。世界トップの学会等を沖縄において年間に5から10回開催するという。弾力的な事務管理体制とすること。周辺に企業や研究所等の設立を図るなど研究協力が進む環境を整えるべきであること等でございます。

研究・教育分野につきましては、沖縄の特性を活かして、海洋バイオ、あるいは海洋地球学が有望ではないかとの意見もありましたが、バイオインフォマティクスというバイオとITの学際的領域は今後発展する分野であり、この大学院大学をアジアのこの分野で中核研究機関とすべきであるとの意見が多くの方々からございました。

この構想につきましては、現在、有馬元東大総長を座長とする検討会で検討をしておりますが、その下に、米国等の著明な学者からなるアドバイザリー・コミッティを設置すべきとの意見も多くの方からいただきました。

今回の出張の成果は、今後の検討に役立てていきたいと考えております。特にアドバイザリー・コミッティにつきましては、これを設置して、学長をはじめとする教授陣の人選、焦点を当てるべき研究分野、大学のシステム等について助言を得られるように対応したいと考えております。

また、以上に加えまして、米国及び英国の科学技術関係者との会談も行いました。特にITERにつきましては、後ほど紹介をさせていただきたいと思っております。

このたび松本和子、それから吉野浩行議員が新たに議員になられましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

【松本議員】

早稲田大学理工学部の松本和子でございます。このたび初めて非常勤の議員にならせていただきまして、どの程度協力というか、力が発揮できるかわかりませんが、一杯やらせていただきたいと思います。

私の専門は化学で、その中でも特に錯体化学という無機化学の中の1分野ですが、過去10年はそういう錯体をバイオテクノロジーの方向に利用するというのをやっております。

よろしく願いいたします。

【吉野議員】

同じく新人でホンダの社長をやっております吉野と申します。

こういう場というのは全く初めてでございます。どういうお役にたてるのかというのは、わかりません。現役の社長ですので、海外を結構飛び回っておりますので、どれだけ出席できるかというのがちょっと気がかりなところでございますが、なるべく何かのお役に立ちたいということでやらさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【尾身議員】

どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、遠山議員からヨーロッパへの御出張の御報告をお願いいたします。

【遠山議員】

資料2-2にございますけれども、私は非常に短い期間でございましたが、1月の前半、ベルギー、ドイツ、チェコ、及びオーストリアを訪問いたしました。その間に科学技術担当のみならず、教育・文化担当の大臣クラス、あるいはそういう関連の機関を多数訪問いたしました。

この会議に関係しますことを2点だけ申し上げたいと思います。

1点は、EUとの科学技術協力協定につきまして、これから準備段階に入ろうということとを双方で意見の一致を見ました。これはビュスカン科学技術担当欧州委員との会談の結

果でございます、日本とEUとの間の科学技術分野での協力実績、あるいは昨年12月の第10回の日・EU定期首脳協議の結果を踏まえまして、日本とEUとの間で科学技術協力に関する協力の締結に向け準備を進めていくということで意見の一致を見たわけです。これが可能になりますと、日本とEUとの間の共同研究等につきまして、EUの支援を受けやすくなり、日本の研究者がEUの関係の研究者と連携をしやすくなるというメリットがあるかと思えます。

もう一点、御報告しておきたいのは、大学改革についてでございますけれども、私の訪問いたしましたのは、フンボルト大学、ベルリン自由大学、ウィーン大学という大変古い歴史を持つ、あるいは最近のものであっても、ヨーロッパ風の大学の構造を持つ大学の総長たちでございましたし、現にその大学に行きましたけれども、それらの大学も高等教育のグローバル化が進む中で、各国大変積極的に大学改革に取り組んでいるという実情に触れたところでございます。グローバル化に対応して、組織運営の在り方などを抜本的に見直していくということで、ちょうど我が国が今、法人化を控えているいろいろ議論していることと、課題がほとんどマッチしていると思えました。

その際のキーワードは、国際競争力を持つこと、そして、魅力ある大学をつくり上げることということでございまして、今後ともいろいろ連携をしながら、グローバル化の中での本当に良い大学づくりに向けてお互いに情報交換などをしていこうということで意見が一致したところでございます。

先ほど尾身大臣から大変詳しく御説明がございましたが、このような事実も踏まえながら、そのまま部分的に導入してもかえってうまく機能しない面もございますけれども、やはりこういったものを参考にしながら、本当に優れた教育、研究、同時に社会貢献をしてくれるような大学への新たな再生に向けて、今後の日本の大学の在り方について私どもとしても、力を入れて取り組んでまいりたいと思えます。

沖縄大学院大学につきましてお話がございましたが、現在、内閣府に設けられた沖縄新大学院大学構想検討会において、自由かつ活発に議論されていると承知いたしております。今後、目的、性格につきまして、特に設置形態等につきましては、今、お話のように特色のある構想をよりよく実現するためという観点に立ちまして検討する必要があると考えております。

以上でございます。

【尾身議員】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの私の報告と遠山議員の報告につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

【古屋議員代理】

今、経済産業省も産学官連携プロジェクトを積極的に推進しておりますけれども、やはり一番のポイントは大学競争力の強化でございます。特にこれから国立大学が独法化をいたしますので、是非これを契機に公正で競争的な環境を徹底的につくり上げていく。それも速やかにそういった大胆な改革をしていくという方向で是非対応していただきたい、強く要望申し上げます。

【尾身議員】

ほかにございますか。

それでは、貴重な御意見ありがとうございました。ただいまの御意見も踏まえまして、産学官連携の推進等の科学技術システム改革を進めてまいりたいと考えております。

(3) ITER計画について

【尾身議員】

では、議題の3に入らせていただきます。ITER計画についてでございますが、前回の審議も踏まえまして、財務省、及び文部科学省からの御意見を聞いておりますので、井村議員から説明をお願いいたします。

【井村議員】

ITER計画の審議につきましては、昨年末に尾身大臣と有識者議員でまとめたITER計画に対する考え方を報告いたしました。その後財務省と文部科学省から意見を聴取しております。その内容は資料3-1に示すとおりでありまして、問題になった点が資料3-1の表紙にあります4つの点でございます。

まず、1-Aは、原子力関係経費の中でITERの予算を確保できるかどうかという問

題であります。財務省の方は、ITER計画を誘致いたしますと、核燃料サイクル等の原子力の経費が大幅に削減されることになるが、これは果たして妥当かということ。それから、削減したとしても、ITERの建設着工以降の経費増大にどう対応するのかという質問が出ております。これに対しまして、文部科学省の方は、年間3～4%の研究費の増を想定すれば、誘致に必要な予算は確保できるという見解です。

1 - Bの質問は、他の重要な科学技術政策に影響を与えないかということでありまして、財務省の方は、他の重要分野に影響を及ぼさないでITER計画の経費を措置できるのかという疑問を提起しておられます。これに対して、文部科学省の方は、ITERは我が国にとって重要なプロジェクトであるので、政府全体で推進することが重要である。しかし、大型プロジェクトについても、優先度を選んで推進するので、ITER計画の経費を確保することは可能であるという答えであります。

2番目に、誘致した場合の費用対効果であります。誘致いたしますと2倍以上の費用負担を負うことになってしまいますが、それだけの価値があるかという財務省の疑問であります。これに対して、文部科学省の方は、センター・オブ・エクセレンスを形成できる、技術の蓄積ができる、プロジェクトの主導権確保等、誘致費用に見合うと判断されるという見解であります。

3番目に、想定している経費を超過する可能性と、その対処に対する議論でございまして、これにつきまして、従来「もんじゅ」や「むつ」などの事例を踏まえて、財務省の方は厳密な計画管理と適切な評価を行う具体策を検討すべきではないかということでありまして。文部科学省からは、適切な計画管理で費用の不確定幅を最小化することができるという回答を得ております。

4番目には、ITER計画以外の核融合研究をどこまで進めるべきかということでありまして、これにつきまして、文部科学省の方からは、現在、核融合研究ワーキング・グループで行われている検討を踏まえ、重点的に研究開発を推進するという回答を得ております。

以上が現在までのところ、財務省と文部科学省との間でなされたやりとりでございます。

私自身が考えました最も重要な点は、他の原子力予算、これは原子力の安全とか新しい原子炉とかいろいろありますので、それをどこまで圧縮できるのかという問題、どのくらい圧縮するのが適切であるかという問題と、それでも若干の超過があると考えられますので、それを科学技術予算全体の中で手当できるかどうかという辺りが1つの大きな問題ではないかと思っております。

それから、こういう国際プロジェクトの場合に、世界の各極がどういう基準に従って、

費用分担をするのかということも問題であります。GDPを考えますと、アメリカが最も大きくて、EUがそれに次いで、日本は3番目であります。そういったことから、今後さまざまな国際プロジェクトが出てくるわけですけれども、そういった場合の費用分担の原則を是非考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上、検討の途中でございますけれども、御意見があればお伺いをしたいと思います。

【尾身議員】

続きまして、遠山議員から第2回政府間協議の御報告をお願いいたします。

【遠山議員】

ITERの計画は世界的な動向を見る必要がございますが、第2回のITER政府間協議を今月22日、23日に東京で開催いたしました。実施協定やサイト選定の手順等について基本的な考え方を議論しまして、着実な検討を重ねております。

また各極から、極と言いますのは、日本、それからフランスを中心としますヨーロッパ、それからカナダ、ロシアなどの意味でございますが、その各極から状況報告が行われまして、EUからは、3月にはサイト提案ができるよう、交渉権の確保に努力している旨報告があったと承知いたしております。次回は3月にモスクワで開催されるということで、国際的な動きも着々と進んでいるという感じでございます。

欧州におけるITERを中心とした核融合に関する状況といたしましては、先ほど御報告いたしました欧州出張の際、EUのビュスカン欧州委員から話を聞きました。EUではITER計画を前進させるとの意思が明確になってきていて、フランス、それから最近スペインも誘致先として手を挙げるようになってきているということでございます。

ドイツのブルマン教育研究大臣からは、ドイツとしては、ITERの立地地点についてはこだわらないけれども、EUと強い連携を持ってITERに関与していく。国内では独自に核融合、これはバンドルシュタイン7と言いますヘリカル型でございますけれども、それを併せて推進しているということでございます。

欧州ではこのようにITER計画を自らの核融合研究開発に取り込んで積極的に推進する姿勢が見られたところでございます。

以上です。

【尾身議員】

私から一言報告させていただきますが、先日アメリカに参りましたときに、マーバーガ

一科学技術担当大統領補佐官にお目に掛かりました。マーバーガーさんは、ITERへの再参加につきまして、前向きに検討しそれほど遠くない時期に結論を出したいということでした。ITER計画にとってアメリカの再参加は非常に望ましいので、我が国としても一層働き掛けを強めていきたいと考えております。

一方、イギリスでセインズベリー科学技術大臣と会談をいたしました。欧州では、これまで50年後に実用化すると言われていた核融合発電の実用化時期を、20年から30年後に加速するという戦略を検討しております。このためには産業界の参画が大事であるということをセインズベリー大臣は非常に強くはっきりと意見を述べておられます。

以上、御報告申し上げます。

ITER問題につきまして、御発言等ございますでしょうか。

【塩川議員】

私も財務省から提案いたしました設問に対しまして、本当に御丁寧に行き届いた答弁をいただきまして、ありがとうございました。つきましては、この問題は非常に重要な国民関心もあるものでございますから、私は過去において原子力船のようなことにならないように、国民的合意を十分取って、前へ進めていただくように、是非お願いいたしたいと思っております。

以上です。

【尾身議員】

ほかにもございますでしょうか。

それでは、貴重な御意見どうもありがとうございました。

本日の御意見及び海外の状況等を踏まえまして、次回以降の総合科学技術会議でITER計画に関する考え方について最終的なとりまとめに入りたいと考えております。

【尾身議員】

それでは、最後に小泉総理から御発言をいただきたいと思っております。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

知的財産戦略についてですが、研究開発から生まれた成果を知的財産として確保・活用

し、競争力強化に結び付けることは極めて重要であります。政府全体としての検討体制を早急に整備いたしますが、総合科学技術会議としても、真剣な議論を進めていただきたいと思います。

I T E Rですが、本日、財務省及び文部科学省の立場からの意見を踏まえて、重要な議論が行われました。今後、米国の動向等の海外情勢も踏まえ、引き続き議論し、次回以降の総合科学技術会議で最終判断をしてまいりたいと思います。

産学連携の推進ですが、尾身大臣から米国の大学における産学連携の精力的な取り組み状況を聞き、日米のシステムの違いを理解しました。大学の頭脳を活用し、新たな技術、製品、サービスを生み出していくためには、これまで以上に産学連携の強化が必要です。総合科学技術会議としても、思い切ったシステム改革を進める先導役を果たしていただきたいと思います。

尾身大臣の出張報告に関連して、沖縄新大学院大学構想については、検討作業は大変だと思いますが、よりよい内容、設置形態を求めて関係省庁がよく連携して、前向きに取り組んでほしいと思います。

科学技術振興調整費についてですが、本日決定した基本的考え方によって、科学技術振興調整費の有効活用を図るとともに、2件の緊急研究について、しっかりと対応していただきたいと思います。

【尾身議員】

以上をもちまして、本日の総合科学技術会議は終了いたします。

ありがとうございました。

- 以 上 -